



いなべ市

プレスリリース資料 (No. 58)

平成25年10月24日

内 容 (テーマ)	平成 25 年度前期いなべ産品使用宣言店登録証交付式 &「自慢のいなべ産品メニュー」発表会
日 時 (時期)	平成25年10月31日(木) 14:00～
場 所	夢かなえ荘(いなべ市藤原町 762)
市長出席の有無	有 ・ 無
特 記 事 項	<p>平成 25 年度前期いなべ産品使用宣言店登録証交付式</p> <p>今年度はいなべ産品使用宣言店を前期・後期と分けて募集し、前期は3店を登録した。登録店に対し、登録証を交付し、のぼり等のPR資材を提供する「いなべ産品使用宣言店登録証交付式」を開催。新規登録店には取り組み状況等をPRしてもらう。</p> <p>「自慢のいなべ産品メニュー」発表会(交付式後に開催)</p> <p>いなべ産品使用宣言店が、いなべ産品を使用したメニュー・商品を発表し、出席者と共に試食する。いなべ産品を使用していれば、以前からある馴染みのものでもよい。いなべ産品を取り入れる工夫やアイデア、店としての取り組みについて発表することで、宣言店同士の情報交換の場とする。</p> <p>(参考) いなべ産品使用宣言店事業</p> <p>いなべで採れた農作物等(いなべ産品)を積極的に使用・販売することを宣言する飲食店等を「いなべ産品使用宣言店」として登録する。飲食店等は、提供されたのぼりとステッカー等を利用して、いなべ産をPRする。いなべを訪れた人をはじめ、いなべのものを安心して食べたい人はのぼりやホームページで確認して、お店に入ることができる。</p> <p>市は、ホームページなどで宣言店の取り組みを紹介し、地産地消の推進を図る。この制度は、昨年度(51店舗を登録)に続き2度目の募集。</p> <p>登録対象は、飲食店、宿泊施設、加工食品販売店、農産物直売所、小売店。飲食店には、さらにメニューボードを提供することで、来店者がどのメニューにどのいなべ産品が使用されているかを確認できる仕組み。</p>
担当課係名 担 当 者 電 話 番 号	農林商工部 獣害・ブランド対策室 二井 貴久子 0594-46-6060
記者説明の有・無	有(場所 日時) ・ 無